

令和8年度「喬木村誌続編（仮称）」編さん業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 概要

本実施要領は、喬木村が実施するプロポーザル方式による業者選定実施にあたり、必要事項及び手続き等について定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

令和8年度『喬木村誌続編（仮称）』編さん業務委託

(2) 目的

『喬木村誌続編（仮称）』は、既刊村誌発刊（昭和54年）以降の約 50 年間を対象として本村の発展の歴史を整理・記述し編さんするものであり、編さん及び編集業務については執筆者の選定や執筆作業の進行管理など、特殊なノウハウが必要である。

また、長期に及ぶ事業であるため完成までの継続性の確保も重要であり、編さんするための基本方針案の策定及び業務全般におけるアドバイス、原稿執筆、編集校正、印刷製本、納品業務についてプロポーザル方式により最も適格と判断される最適候補者を選定することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

※ただし、仕様書は契約締結に当たって候補者に選定された事業者の提案内容に応じて変更することがあるものとする。

(4) 予算額（令和8年度）

715,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

(5) 業務期間

契約締結日から令和14年3月31日まで

ただし、令和9年度以降の契約については、令和9年3月議会にて関係議案が議決された場合に、令和9年4月1日から令和14年3月31日までを締結するものとする。

期間は毎年度末ごとに進捗状況を確認し、見直しを行う。

3 提案参加条件

(1) 参加資格

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしたものとする。

①喬木村建設工事入札事務取扱要綱（昭和39年規則第6号）第5に規定する有資格業者名簿に登載され、かつ、物品・委託等の業者分類で登録があること。

②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

- ③会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申し立てがなされていない者
- ④参加表明書の提出期限において、長野県及び県内各市町村の指名停止処分を受けていない者
- ⑤喬木村暴力団排除条例（平成23年条例第11号）の規定による入札参加資格停止措置の期間中でない者であること。
- ⑥自治体史出版業務において、編集等の専門的知識を有し、自社の業務体制で出版・印刷の製作に関する専門の者（編集、校正）を配置し、過去に実績のある執筆者を確保できること。
また、進行管理や刊行後の資料の保管・活用等についても助言できること。
- ⑦自治体史の制作実績（原稿執筆からのもの）を直近 10 年以内で 2 件以上有すること。

(2) 複数提案参加の禁止

提案参加者は、1 つの提案のみとする。

(3) 他の提案参加者の構成員となることの禁止

既に提案参加している者又は提案参加者の構成員となっている者が、他の提案参加者の構成員になることはできないものとする。

4 参加申込み手続

次に示す書類を 1 部提出すること。様式が示されているものについては、その様式を使用し、様式の定められていないものは任意とする。

(1) 提出書類

①プロポーザル提案意向申請書（様式 1）

- ・様式 1 に必要事項を記入及び捺印の上、提出すること。
- ・必要書類を添付すること。

②業務実績書（様式 4）

(2) 提出場所

「14. 担当課・問い合わせ先」に記載のとおり

(3) 提出方法

申請書の提出については喬木村教育委員会へ持参、郵送または電子媒体による。

(4) 提出期限

令和 8 年 11 月 6 日（金）午後 5 時まで（必着）

5 プロポーザル提案資格確認結果の通知について

提案意向申出者に対し、提案資格の確認の結果を通知する。

- (1) 通知文書
プロポーザル提案資格確認結果通知書
- (2) 通知日
令和8年11月9日（月）
- (3) 通知方法
提案者が（様式1）に記載したメールアドレス宛に電子媒体により通知する。

6 技術提案書等の提出について

次に示す書類を提出すること。様式が示されているものについては、その様式を使用し、様式の定められていないものは任意とする。

- (1) 技術提案書（様式3）
- (2) 企画書
 - ・ A4版、両面印刷を原則とする。特別に必要な場合はA3判横を提案書の中に折り込んで1ページとすること。
 - ・ 企画書は、貴社が提供できるサービス内容について、以下の構成に基づき任意様式にて記載し、（様式3）に添付すること。なお、提案内容についてより具体的・客観的な詳細説明を行うための資料が必要な場合は、添付資料として当該提案書に含めることができる。
 - ① 村史編さんの実現方法（事前準備支援業務（コーディネート業務）含む）
※村と貴社との役割分担についても記載すること
 - ② 資料の収集・調査・分析・整理
 - ③ 原稿執筆及び著作権対応
 - ④ 校正対応
 - ⑤ 編集・レイアウト
 - ⑥ デジタル化
 - ⑦ 工程表
 - ⑧ 独自提案
- (3) 添付書類
 - ①業務実績書（様式4）
 - ・ 必要に応じて、実績内容が分かる資料を添付すること
 - ②業務実施体制調書（様式5）
 - ③費用見積書 ※令和8年度費用及び業務期間全ての費用
 - ・ 見積に係る積算内訳書を別途添付すること
 - ・ 見積書は、令和8年度から令和13年度までの年度ごとの見積額と令和9年度から令和13年度分までの全体の総額がわかる見積書とし、年度ごとの見積書は、内訳として企画書の工程表に記載した各年度の予定業務ごとに見積金額の算出根拠を記載すること。

また、ともに消費税及び地方消費税を明示すること。

④登記簿謄本（法人格の証明、写し可）

(4) 提出場所

「14. 担当課・問い合わせ先」に記載のとおり

(5) 提出方法

・申請書の提出については喬木村教育委員会へ持参、郵送または電子媒体による。

ただし、電子媒体の場合は審査会で下記部数を持参すること。

（内容の変更は認めない）

(6) 提出期限

令和8年11月13日（金）午後5時（必着）

(7) その他

・提出後における提案書等の再提出及び記載内容の変更は認めない。

・技術提案書等はホチキス等で左綴じとし、表紙（様式3）をつけて6部（正1部、副5部）提出すること。

7 質問の受付と回答方法

(1) 提出書類

質問書（様式2）による。（連絡先は必ず明記すること。）

(2) 提出期限

令和8年10月30日（金）正午まで（期限を過ぎた質問には回答しない。）

(3) 提出方法

電子メールによる（必要に応じてFAX可）

連絡先は「14. 担当課・問い合わせ先」に記載のとおり

(4) 回答方法等

令和8年11月4日（水）までに電子メールにて回答する。

※参加表明書を提出したすべての者に全質疑応答集をメールにて送付する。

8 プロポーザルに関する審査会（プレゼンテーション及びヒアリング）

次のとおり提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(1) 実施日時：令和8年11月25日（水） 午後1時30分から

各者のプレゼンテーション等の実施時間については、別途電子メールにて通知する。

(2) 実施場所：喬木村役場 委員会室

(3) 出席者：最大3名とする。

(4) その他

・評価委員会は、提案書及び必要によりプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションは1者につき25分程度（説明15分以内、質疑10分程度）を予定し、順次個別に行う。なお、業務を直接担当する者が行うこととする。

- ・提案内容の説明にあたって追加資料の提出は原則認めないが、パワーポイント等の使用は自由とする。大型モニターは用意するので、必要に応じてパソコン等を持参すること。また、機器の準備等は説明時間前に別途用意する。

9 審査方法

- (1) 評価委員会で技術提案書及びヒアリングに基づく各提案者の優劣について審査し、最適な委託候補者を選定する。
- (2) ヒアリング及び審査会議は非公開とする。
- (3) 無効となるプロポーザル
プロポーザルが以下の条件に該当する場合は、無効となることがある。
 - ・提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
 - ・指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
 - ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - ・虚偽の内容が記載されているもの
 - ・審査結果に影響を与える工作等不正な行為が行われたもの
- (4) 審査結果は、令和8年11月下旬頃にプロポーザルに参加した全ての業者に対して書面により通知する。
- (5) 審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

10 審査基準

下記に基づき評価する。

審査項目		判断基準	配点
企画提案	取組方針の妥当性	本業務における事業者として取組方針は的確か。 業務内容が業務目的の達成に適しており、具体的に提案されているか。	10点
	業務遂行能力	本業務に対する取組意欲が高く、円滑な業務遂行が可能か。	10点
	編集・デザイン	デザイン、全体構成がわかりやすく、訴求力はあるか。	10点
	提案の実現性	実現性のあるスケジュールであるか。	10点

業務実施体制	事務局支援	業務全般において、事務局の支援に十分配慮されているか。	10点
	校正体制	執筆内容に関して適切な校正（執筆内容の事実確認、不適切用語のチェック）ができる体制か。 著作権など権利擁護に関する対応が提案され、専門的な知識や技術があると認められるか。	10点
業務経歴	同種、類似業務の実績	同種業務の実績があり、その内容が評価されるものであるか。	10点
デジタル化	デジタル化への対応	デジタル化に関する提案は適切で有用か。	10点
経費	見積額	事業の積算に係る単価や経費が妥当であり、業務の提案内容と整合性が取れているか。	10点
独自提案	本業務に繋がる独自の取り組み	独自提案は、適切で有用な提案か。	10点

1.1 契約

- (1) 受託優先交渉権者選定後は、事務局と業務詳細について協議を重ねた上で、契約内容に関する協議が整ったときは、契約を締結することとする。
- (2) 契約内容に関する協議が成立しないとき又は契約の締結までに受託優先交渉権者若しくはその構成員のいずれかが参加資格の要件を欠いたときは、本村は審査結果の次点の者と順次協議を行うことができるものとする。

1.2 その他留意事項

- (1) 提案参加に際しての必要な費用は、提案参加者の負担とする。
- (2) 原則として、提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査の目的外には使用しない。

- (4) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査の目的の範囲で複製することがある。
- (5) 業務を行うに当たっては、事務局と密接に連絡を取り合い、この要領に記載のない事項については、事務局の了承を受けた上で実施するものとする。

1 3 全体スケジュール（予定）

公募から受託優先交渉権者決定までのスケジュールは、次のとおりとする。

公募開始	令和8年10月23日（金） 喬木村のホームページにて提出書類等のダウンロード可。
質問の受付	令和8年10月23日（金）～令和8年10月30日（金）正午まで
質問に対する回答	令和8年11月4日（水）午後5時まで
提案意向申請書の提出	令和8年11月6日（金）午後5時まで
審査結果通知	令和8年11月9日（月）
提案書等の提出	令和8年11月13日（金）午後5時まで
審査会及びヒアリング	令和8年11月25日（水）午後1時半から（予定）
結果通知	令和8年11月下旬（予定）
契約締結	令和8年11月下旬（予定）

1 4 担当課・問い合わせ先

〒395-1100 長野県下伊那郡喬木村6664番地 喬木村教育委員会事務局 社会教育係 小金澤
 TEL 0265-33-2002 / FAX 0265-33-3682
 E-mail syakai@vill.takagi.lg.jp